

令和8年度沼津市複業人材活用促進事業業務委託 公募仕様書

1 事業の目的

中小企業では人手不足や人口減少が深刻な経営課題となっており、とりわけ事業運営を担う中核人材の不足は年々深刻化している。一方で、デジタル技術を活用した働き方の普及に伴い、従業員の意識改革や組織再編の見直しも重要課題となっている。

本事業は、市内中小企業が抱える業務課題等に対して、都市部の大企業等で活躍する複業人材の専門的なスキルや知見を活用し、支援する。

複業人材の活用を通じて、DX・BX・HRX等を利用した組織体制の見直しや既存事業の高度化、新たな取り組みの創出により、生産性・成長力・組織力の向上を図ることで、経営基盤の強化につなげることを目的とする。

2 事業実施期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務概要

複業人材活用促進事業の企画・設営・運営一式

4 業務の内容

経営基盤強化等を希望する市内中小企業を対象に個別面談会等を実施し、DX・BX・HRXを利用した組織体制の見直しや、既存事業の高度化や新たな取り組みの創出を行うとともに、都市部の大企業等で活躍する複業人材とのマッチングを起点とした、企業の成長力向上を支援していく。また、それらの実施事例について、SNS等を活用し周知していく。

(1) 個別面談会等の開催

ア 個別面談会等

- ・面談機会を多く設け、企業毎に最適な方法を分析し、その結果を踏まえて複業人材とマッチングさせる。
- ・個別面談会等の開催にあたっては応募期間を設け、応募企業は幅広い業種を対象とする。
- ・応募多数の場合は、抽選等の方法により企業の選定を行うこと。その際に、「令和7年度沼津市複業人材活用促進事業業務委託」において、採択された企業は除くこと。
- ・個別面談会等は原則、対面形式での開催とするが、対面形式での開催が困難な場合は、PCやWebカメラ、マイク等の接続環境を手配し、オンライン開催も対応できるものとする。

イ トライアル体験等

- ・個別面談会等を受け、参加企業と複業人材とのマッチング後、トライアル体験として3回程度のコーチング形式による支援を実施する。
- ・参加企業に対し、効果検証のアンケートを実施すること。

ウ 募集

- ・募集定員は5社程度とし、チラシやWeb、SNS等を活用し、広く周知すること。

(2) 実施事例の周知

- ・チラシやWeb、SNS等を活用し、(1)の実施事例を広く周知すること。

(3) 分析

- ・市内中小企業が抱える問題・課題について分析すること。

5 スケジュール

以下のとおり想定しているが、市と受託者で協議のうえ、決定すること。

8月以降随時	個別面談会等の開催 トライアル体験等の実施 実施事例の周知
3月末	実績報告

6 実施体制

- ・受託者は、本事業が計画的かつ円滑に遂行できるよう、誠意をもって業務に臨むこと。
- ・本業務に関わる全てのものは、事業の趣旨を理解の上、従事の心構え、中小企業の経営課題解決のための知識習得、情報収集など業務遂行上必要な自己研鑽を行うこと。
- ・受託者は、本事業を遂行するために必要な資材等を委託料の範囲内で調達すること。
- ・受託者は、委託者及び関係者と定期的に打合せの場を設ける等、随時情報交換を実施するとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には委託者の指示を受けること。
- ・受託者は本業務に係る実績報告として、実施状況等について、委託者に対して適宜報告を行うものとする。
- ・受託者は、本業務に係る情報等の機密情報について、盗難、紛失、漏えい等の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
- ・受託者は、本業務執行にあたり知り得た情報を受託期間中及び業務委託終了後も他に漏らしてはならない。

7 成果品等

本業務完了報告書 1部及びデータ一式

※各事業終了後、速やかに報告書を提出し、すべての事業終了後に最終の報告書を提出すること。

(内容) 業務実施記録、募集チラシ、現場写真、結果報告、個別面談会等・トライアル体験等参加企業のアンケート分析結果、その他関係資料

8 業務委託料の支払い

市は、受託者から提出された報告書により、業務の執行を確認し、受託者からの請求に基づき、支払うものとする。

9 業務実施上の注意点

・再委託等の制限

受託者は、業務の一部または全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができないこととする。ただし、事業実施に必要と認められる業務については、委託者承諾の上、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

・業務遂行上のトラブル

業務遂行上、何らかのトラブルが発生した場合、受託者は委託者と連携の上、速やかに解決を図る。

10 その他

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。